

# 鳥取県男女共同参画計画

～一人ひとりが自分らしく輝ける社会をつくりましょう～

平成13年12月

鳥取県生活環境部  
男女共同参画推進課



# 鳥取県男女共同参画計画

## 1 はじめに

平成12年12月に議員提案によって制定された鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）に基づいて策定されるこの計画が、男女共同参画を総合的かつ具体的に推進していくためのものになるよう男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び同法に基づいて策定された国の男女共同参画基本計画も念頭に置き、計画の体系を基本テーマ、重点目標及び具体的取組とした。

基本テーマは、固定的性別役割分担意識を解消し、及び女性に対する暴力等男女共同参画を阻害する要因を排除するための教育、学習及び施策の推進、現状を改善し、実効のある積極的改善措置も含めた制度、条件等の整備並びに家庭生活と職業生活その他の社会活動の両立等多様な生き方が選択できる社会の実現の3項目とした。

重点目標は、従来から推進している法制度の整備に比べ遅れている意識面等（家庭、地域及び職場における男女の固定的な役割分担意識等）の改革、政策決定等への男女共同参画等に、新たな目標を加えて12項目とした。

※注

新たな目標としては、男女共同参画基本計画にもある「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する意識の浸透等生涯にわたる女性の主体的な健康保持に対する支援や女性に対するあらゆる暴力の根絶等を盛り込むこととしている。

（注）「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは、生涯にわたり自分の身体の性と生殖に関することについて、いつ何人子供を産むか産まないか等を含めて一人の人間として自己決定を行い、健康を享受することを尊重することを基本的人権の一つとして位置付ける理念をいう。以下同じ。

## 2 計画の性格と役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第1項及び鳥取県男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものである。
- (2) 各種計画との整合性を図りつつ、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的取組の方向と具体的施策を示し、男女共同参画社会の形成を推進するための県民の指針となる行動計画である。

- (3) 市町村に対しては、この計画の趣旨に沿った行動計画又は施策を策定し、又は実施し、地域の実情に沿った活動や事業の取組を期待するものである。
- (4) 民間企業、民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取組を積極的に県と連携して行うことを期待するものである。
- (5) 県民に対しては、この計画の趣旨を理解し、家庭、地域社会等における活動において自主的に男女共同参画の推進に向けた取組を行うことを期待するものである。

### 3 計画の期間

平成13年度から平成18年度までの6年間とする。

従来、鳥取県女性基本計画の期間は、5年間としてきた。国の男女共同参画基本計画の期間も5年間である。しかし、鳥取県男女共同参画推進条例が施行されて5年後に実施するその見直し（平成17年度以降実施予定）や国の次の男女共同参画基本計画（平成17年度策定予定）の内容も踏まえて次期計画を策定しなければならないこと及び国勢調査（平成17年実施予定）の情報も活用できることを勘案し、6年間とするものである。

### 4 基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法及び鳥取県男女共同参画推進条例の基本理念に則り、次のような社会を目指すことを基本理念とする。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
  - (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
  - (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
  - (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- ※注
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
  - (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
  - (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(注) 「自立」とは、一般に使われる独り立ち（他の援助や支配を受けず自分の力で身を立てること）の意味のほか、自律（自分の意思や行為において、自然の欲望や権威その他一切の制約や束縛を受けず、自分の理性で自分を処していく態度）という意味も含んだものをいう。以下同じ。

## 5 私たちを取り巻く環境

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機に、21世紀に向けて、国内外において女性を取り巻く環境は著しく変わってきた。

世界では、昭和54年（1979年）に、あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利を確立することを目指し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出した女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国際連合総会で採択された。

平成7年（1995年）に、第4回世界女性会議が初めてアジア（北京）で開かれた。この会議においては、世界の女性の地位向上とエンパワーメント（よりよい社会を築いていくための責任を持った変革の主体となる力をつけること）を前提とし、重要課題の一つとして初めて女性に対する暴力が取り上げられ、平成12年（2000年）までにこれらの問題解決に向けて国際社会がとるべき戦略目標及び行動計画が示された。

平成12年（2000年）6月にニューヨークの国際連合本部で国際連合特別総会「女性2000年会議」が開催され、第4回世界女性会議で採択された貧困、教育、健康等の分野における女性の地位向上のために取るべき措置を定めた「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討し、さらなる取組が確認された。

国内では、政府が世界の動きに呼応し、女子差別撤廃条約を批准するための諸条件の整備を行い、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和47年法律第113号）をはじめとする法制度の整備を進め、昭和60年（1985年）に批准国となった。

また、第4回世界女性会議で採択された行動綱領や平成8年7月に国の男女共同参画審議会から答申された男女共同参画ビジョンを受け、同年12月に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや女性に対する暴力の根絶等を新たな課題として示した「男女共同参画2000年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画－」が策定された。

平成10年に政府は、男女共同参画社会基本法案の検討を行った国の男女共同参画審議会から最終の答申を得て、平成11年2月に、男女を問わず個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関する基本的な方針、理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした同法案を国会に提出し、同法案は同年6月に可決され、施行された。

平成12年には、国の男女共同参画審議会から、7月に「女性に対する暴力に関する基本的方策について」が、9月に「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21世紀の最重要課題－」が答申され、12月に男女共同参画社会基本法制定後初めての国の男女共同参画基本計画が策定され、公表された。

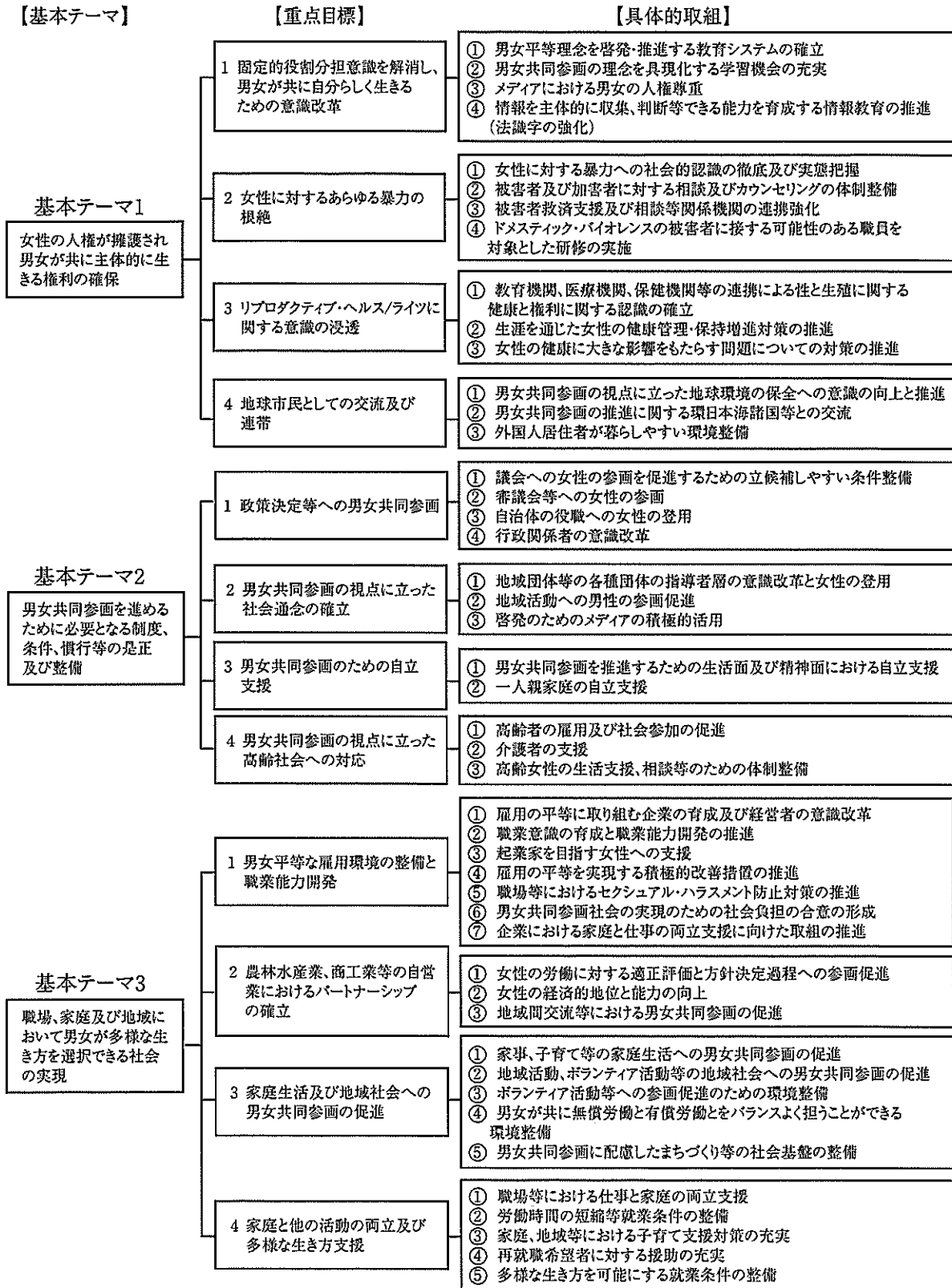
鳥取県では、昭和60年に鳥取県婦人基本計画を定め、その後平成2年度に改定し、現在は第3次鳥取県女性基本計画に至り、男女共同参画の推進を図っている。その間平成8年には、全国に先駆けて人権尊重のための鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）を制定する等の取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的役割分担意識や社会制度、慣行等により、あらゆる分野で重要な意思決定の場への女性の参画機会が少なく、職場や地域、家庭等で男女間の格差や不平等を感じるとの声も多く存在する。

そこで、平成12年12月に、男女共同参画を推進する鳥取県男女共同参画推進条例が議員提案により制定され、男女共同参画の推進に県民を挙げて取り組むこととされた。

# 6 計画の体系

## 鳥取県男女共同参画計画の体系図(平成13年度~18年度)



計画の体系

県は、次の3つの基本テーマを掲げ、それぞれ重点目標を設定して男女共同参画の推進を図る。

## (1) 基本テーマ1 女性の人権が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保

個人の尊重と男女平等を実現するためには、ジェンダー（社会的、文化的につくられた性差）に基づく固定的な役割分担意識や行動に現れている性別による差別を払拭する必要がある。

女性に対する暴力や性の商品化等の人権侵害は、根絶されなければならない。

このために、家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる分野において、女性及び男性のそれぞれの人権が尊重される教育の推進、広報、啓発等により人権尊重の視点に立った男女平等意識の確立を図る。

特にメディアの影響を受けやすい若年層に留意しつつ、女性の人権を尊重する意識や暴力によらない問題解決方法が身につくような教育及び学習の充実を図る。

### ア 重点目標 1 固定的役割分担意識を解消し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革

#### (ア) 現状と施策の方向性

幼児教育の時期から、固定的な性別役割分担意識にとらわれない、ジェンダーに敏感な視点に立った教育を進める。

「男の子だから、女の子だから」という教育態度を見直すとともに子供がジェンダーにとらわれずに個性を伸ばせるよう、親及び教育者を対象とした教育を充実させる。

日常生活においても、男女一人ひとりが自立した個人としての自覚を持ち、お互いの人権を尊重し、男女平等を確立するよう意識啓発を進める。

性の商品化や暴力の表現が女性の人権を侵害している現状を認識し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行う等、特に児童の権利の保護及び青少年の健全育成に配慮した取組を働きかける。

県をはじめとする公的機関自らが、男女共同参画の視点で公的印刷物等が遵守すべきガイドライン（指針）の策定を行う。

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。また、高度情報通信社会が進展する中で、メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解きできる能力を身につけるための支援をしていく。

すべての人が平等にあらゆる情報を得るためには、情報量に差が生じないよう情報の伝達経路を確保することとし、特に児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある人に配慮する。



## (イ) 具体的取組

- ① 男女平等理念を啓発・推進する教育システムの確立
- ② 男女共同参画の理念を具現化する学習機会の充実
- ③ メディアにおける男女の人権尊重
- ④ 情報を主体的に収集、判断等できる能力を育成する情報教育の推進（法識字の強化）

## イ 重点目標 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### (ア) 現状と施策の方向性

女性に対する暴力とは、女性に対して肉体的、性的又は心理的に障害や苦しみをもたらす行為や脅迫等を行い、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含んだ広範な概念である。

女性に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会の形成に当たって、早急に克服すべき緊急課題の一つである。

女性に対する暴力は、女性の基本的な人権を侵害し、自由を制約するものであり、あらゆる面において被害を受けた女性や社会に対して深刻な影響を及ぼす。

近年、ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人から受ける暴力）が親から子へと連鎖し、弱い立場にある子供や高齢者への虐待という形で被害女性以外の家族にも深刻な影響を及ぼしており、県の婦人相談所等による相談や緊急一時保護等の対応が増加している。

被害女性には、公的機関等へ相談したり、捜査機関へ届け出たりすることに対する抵抗感があるため事件が潜在化する傾向にあり、被害女性の保護及び救済並びに加害者に対する適正な処罰及び対応に支障を来している状況にある。

性暴力の多くは女性に対して行われるが、社会の風潮は加害者の男性に寛容になりがちで、被害女性に原因を求めたり、プライバシーを暴く等被害女性が2次的性被害にあうこともある。

以上のようなことが、被害を訴えることをためらわせる要因ともなっているため、いつでもどこでも相談できるよう相談員の資質の向上を図る等公的機関の充実を図り、相談機関（警察、裁判所、病院等を含む。）のネットワークを確立していく。同時に加害者に対しても再発防止のための調査研究を行い、カウンセリング等が受けられる体制整備を行う。

また、少年少女が健やかに成長できる環境づくりを目指し、特に、児童買春及び児童ポルノの根絶に向けた取組が必要である。

女性に対する暴力の根絶については、NGO（非政府組織）等の活動も重要な役割を果たしており、これらとの連携を図りながら必要な支援を行っていく。

雇用以外の場においてもセクシュアル・ハラスメントを行わない、行わせないという意識を浸透させるために、一層の意識啓発を図る。

## (イ) 具体的取組

- ① 女性に対する暴力への社会的認識の徹底及び実態把握
- ② 被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリングの体制整備
- ③ 被害者救済支援及び相談等関係機関の連携強化
- ④ ドメスティック・バイオレンスの被害者に接する可能性のある職員を対象とした研修の実施

## ウ 重点目標 3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

### (ア) 現状と施策の方向性

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、一生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、新たな視点として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が提唱され、女性の人権に関する問題として認識されるようになってきた。

このリプロダクティブ・ヘルス/ライツの主な課題には、女性自身がいつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠及び出産、更年期の健康管理等が含まれている。しかし、この概念は、社会に浸透しているとはいえない。女性が自分自身の身体や健康に関わることについて、自己決定ができる環境が十分でない状況が、女性の生き方に影響を与え、多様な生き方を阻む大きな要因となっている。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるため、この概念が、高い人権尊重の意識の中で普及し、女性が正しい知識と認識の下で自己決定できるよう施策の推進を図る。

また、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育体制及び相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図る。

エイズや性感染症は、女性の健康に甚大な影響をもたらすものであり、正しい知識や認識の普及啓発に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療等対策面の充実を図る。

### (イ) 具体的取組

- ① 教育機関、医療機関、保健機関等の連携による性と生殖に関する健康と権利に関する認識の確立
- ② 生涯を通じた女性の健康管理・保持増進対策の推進
- ③ 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進

## Ⅰ 重点目標 4 地球市民としての交流及び連帯

### (ア) 現状と施策の方向性

昭和50年（1975年）の国際婦人年以來、国や県における女性問題解決への取組は、国際連合を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための国際的動向に連動する形で進められてきた。

近年、ますます政治、経済、文化等の社会のあらゆる分野で地球規模化が進展する中で、県においては、男女共同参画社会の実現に向け、これまで以上に国際的視野に立った取組が必要である。

県内在住の外国人との交流や県及び市町村が行う様々な国際交流及び国際協力事業を通じて、環日本海諸国をはじめとする他の国々の女性問題や男女共同参画推進についてお互いの理解を深めることが大切である。

言葉、習慣、文化等の違いを抱えている外国人女性の中には、夫の暴力等の家庭内の問題や不況による失業等の様々な問題を抱え、相談できる相手もいない人もいる。それらの人達も含め、情報提供及び相談体制の充実を図り、外国人居住者が暮らしやすい環境を整備していく。

地球環境保全のためには、環境問題が日常生活や事業活動と深く関わっていることを正しく認識し、男女が共に生活者及び消費者としての視点に立って日常生活を見直し、地球環境への負荷の少ない生活様式の確立に向けて自主的かつ積極的に取り組んでいくことが必要である。これらの取組を女性の活動分野として固定化することなく、男女が共同して取り組む課題として認識するよう意識向上等に努める。

### (イ) 具体的取組

- ① 男女共同参画の視点に立った地球環境の保全への意識の向上と推進
- ② 男女共同参画の推進に関する環日本海諸国等との交流
- ③ 外国人居住者が暮らしやすい環境整備

## (2) 基本テーマ2 男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正及び整備

「男だから、女だから」という固定的な考え方により、女性の社会における活躍の場や個人の多様な生き方が制限されている状況が見られる。

行政、地域社会等の社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画機会の拡大を図るとともに、制度、慣行等の見直しを進める等、女性の社会参画を促進するための環境整備を図る。

男女共同参画社会において個人が自立して生きるための様々な支援や男女共同参画の視点に立った高齢社会への社会全体の対応が必要である。

### ア 重点目標 1 政策決定等への男女共同参画

#### (ア) 現状と施策の方向性

女性の社会参加が進んでいるにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画に対する女性の意識も実際の参画も不十分である。

男性中心で形成されてきた社会のしくみを見直し、女性の意見や考え方をあらゆる分野に反映させることは、女性の能力発揮や地位向上のみならず、男女が共に多様な生き方を選択できる社会づくりにもつながる。

そのため、女性が議会や審議会、自治体等の政策・方針決定の場に参画しやすくするため、行政関係者の意識改革や女性の役職等への登用のための取組を積極的に進める。

このような取組を効果的に進めるため、女性の参画について具体的な目標値を設定する必要がある。また、政策・方針決定過程の透明性を図るとともに、広く県民の意見を反映できるシステムを確立する。

#### (イ) 具体的取組

- ① 議会への女性の参画を促進するための立候補しやすい条件整備
- ② 審議会等への女性の参画
- ③ 自治体の役職への女性の登用
- ④ 行政関係者の意識改革

## イ 重点目標 2 男女共同参画の視点に立った社会通念の確立

### (ア) 現状と施策の方向性

男女共同参画社会の実現のためには、自治会、PTA、老人クラブ等の地域の団体、グループ等の活動について、男性中心の運営から脱却し、指導者層への女性の就任を促進し、その意見を団体、グループ等の運営に反映させるよう社会通念を確立し、かつ具体的取組を実践していくことが必要である。そのために、指導者層の意識改革を進める。

他方では、ボランティア、社会福祉活動等の地域における活動については、男性の参画が十分でないため、その促進を図るため、行政や企業等が連携しながら、男性対象の啓発活動、指導者養成等に取り組む必要がある。

なお、このように地域社会の諸活動に参画していくためには、家族が男女共同参画について話し合い、その大切さについて理解し、協力していくことが必要である。

これら社会の制度や慣行等を是正し、男女共同参画の視点に立った社会通念を確立していくため、普及啓発、広報等にメディアの機能を十分活用することができるよう連携を図る。

### (イ) 具体的取組

- ① 地域団体等の各種団体の指導者層の意識改革と女性の登用
- ② 地域活動への男性の参画促進
- ③ 啓発のためのメディアの積極的活用

## ウ 重点目標 3 男女共同参画のための自立支援

### (ア) 現状と施策の方向性

男女共同参画社会づくりを進めていく上では、社会を構成する個人一人ひとりが生活のあらゆる面で生涯自立して生きることができる制度や条件が整っていること及び個人の自立意識が確立していることが必要不可欠であるが、実情は、制度や条件及び個人の意識の両面とも、まだ確立されているとはいえない。

幼児から大人に至るまでのすべての人を対象とした生涯学習の充実を図ることにより個人の自立意識の形成及び確立に取り組むとともに、日常生活の自立のための意識啓発及び生涯学習の推進を図る。

家庭においても、夫婦が互いに協力し、子供にも性別に関わりなく役割を担わせる等、家族がそれぞれに男女共同参画について十分理解することが必要である。

一人親家庭について生活の自立と安定を促進するためには、日常生活面の支援を行う等、意識啓発を含め、社会全体で一人親家庭を支えていくことが求められる。

#### (イ) 具体的取組

- ① 男女共同参画を推進するための生活面及び精神面における自立支援
- ② 一人親家庭の自立支援

## エ 重点目標 4 男女共同参画の視点に立った高齢社会への対応

#### (ア) 現状と施策の方向性

高齢社会において、男女共同参画を推進していくためには、高齢者が男女を問わず長年培ってきた豊かな知識、経験、技能等を有効に発揮できる就業の場や社会活動等への参加の機会が確保されていること及び生涯学習により高齢者自身の活動意欲を高めるための機会が充実していることが必要であり、このための生活基盤の確保や生活環境の整備を図る。

また、高齢者の介護については、その負担が要介護者の家族、中でも女性に集中することがないように男性の介護参加を促すこととともに、在宅介護支援施策等をはじめとした公的サービスの一層の充実及び地域や家族全体で介護者を支える体制づくりが重要である。

高齢人口の3分の2近くを占める高齢女性は、子育てや介護のために就労を中断したことや、労働賃金が低かったことにより、一般に年金の支給額が低額である。また、夫に先立たれたこと等により、一人暮らしである場合も多い。これらの人たちが、生き生きと暮らしていくために、生活支援や精神面での相談等の体制の整備を図る。

#### (イ) 具体的取組

- ① 高齢者の雇用及び社会参加の促進
- ② 介護者の支援
- ③ 高齢女性の生活支援、相談等のための体制整備

### (3) 基本テーマ3 職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

職場進出や様々な社会活動をする女性が増えている。しかし、女性の就業については、雇用機会や待遇等の面で、なお厳しい状況が見られる。

職業生活において、働く女性はその地位を確保するためには、女性はその職業能力を一層高めるとともに、女性の負担となりやすい子育て、介護等の負担を男性が分担したり、社会が支援したりすることが必要である。

農林水産業や商工業等の自営業においては、女性が重要な役割を果たしており、経営に積極的に参加しているにもかかわらず、家族経営であるために適正な報酬や労働条件が確保しにくい状況にある。

従来、女性はその中心的役割を果たしてきた家庭生活や地域社会への男性の参画促進は、女性に偏っている負担を軽減するとともに、女性だけでなく男性にとっても多様な生き方を可能にする。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が家庭生活と労働生活や地域活動等を両立させ、職場、家庭及び地域において調和のとれた生活を送ることが必要である。

そのために、女性も男性も一人ひとりが自分の生活様式にあった多様な生き方や活動を選択できる環境づくりを進める。

## ア 重点目標 1 男女平等な雇用環境の整備と職業能力開発

### (ア) 現状と施策の方向性

昭和60年の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律施行以降、女性の働く環境は徐々に整備されてきた。

しかし、女性の採用の状況は厳しく、昇進の面でも登用が少ない状態が依然として続いており、職場における女性の不平等感は、今なお強い。

平成9年に改正され、募集、採用、配置、昇進等における男女均等について規定した、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の一層の定着を図ると共に、フレックスタイム制等の男女が共に家庭と仕事が両立できる多様な勤務時間制度及び再雇用制度の積極的な導入並びに年齢に関わりなく能力を評価する制度の導入について、企業への普及啓発を推進する。

あわせて、女性が役職に積極的に登用されるよう、自己評価の実施を含め企業に対する働きかけを行う。

産業構造の転換や技術革新が進む中で、女性があらゆる分野に進出し、その能力を発揮するためには、常に新しい知識や技術の習得が求められる。しかし、現実には女性の職域に偏りが見られるため、職業経験において不利な状況に置かれている。

新しい事業に取り組もうとする女性も増えているが、女性は起業に当たっての技術情報の習得や資金確保等において不利な状況に置かれているため、起業を志す女性を支援していく。

女性に対する職場のセクシュアル・ハラスメントは、解雇、昇進差別等の直接的な不利益につながるだけでなく、女性の就業意欲の低下や能力発揮の妨げにもなる。企業等に対して、セクシュアル・ハラスメントが人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう働きかける。

### (イ) 具体的取組

- ① 雇用の平等に取り組む企業の育成及び経営者の意識改革
- ② 職業意識の育成と職業能力開発の推進
- ③ 起業家を目指す女性への支援
- ④ 雇用の平等を実現する積極的改善措置の推進
- ⑤ 職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ⑥ 男女共同参画社会の実現のための社会負担の合意の形成
- ⑦ 企業における家庭と仕事との両立支援に向けた取組の推進

## イ 重点目標 2 農林水産業、商工業等の自営業におけるパートナーシップの確立

### (ア) 現状と施策の方向性

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきた。しかし、経営や事業運営の方針決定等は男性中心に行われることが多く、女性の果たす役割が正しく認識され、評価されてはいない。

農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の果たしている役割に対する適正な評価と働きに応じた所得や報酬の確保による資産の形成等を図るためには、男性の意識改革が必要である。



また、農林水産業、商工業等の自営業は家族経営が多く、生産や経営が生活と密接不可分であることから、労働時間や休日の確保等の就業条件の整備を図ることにより、誰もが充実感を持って働ける環境づくりを進める。

このため、家族員相互の取り決めとしての家族経営協定の締結について、その普及に努める。

さらに、生産組織や組合の委員や役員として方針決定の過程へ参画する女性は依然として少ないため、女性自身の参画意識を高めるとともに、男性を含めた地域の意識改革や女性の能力の向上等を図りながら、方針決定の過程への女性の参画を進めていく。

都市と農山漁村との交流、地域の文化の伝承と創造、農産物の加工及び直売等による農山漁村の地域活性化に女性が大きく貢献している。これらの活動を更に促進していくためには女性だけでなく、男性も共に積極的に参画していくことが大切である。

そのために、男女が快適に働き、自由時間を持ち、広域的なネットワークづくりや地域間交流で広い視野を養えるような環境づくりを進める。

#### (イ) 具体的取組

- ① 女性の労働に対する適正評価と方針決定過程への参画促進
- ② 女性の経済的地位と能力の向上
- ③ 地域間交流等における男女共同参画の促進

## ウ 重点目標 3 家庭生活及び地域社会への男女共同参画の促進

### (ア) 現状と施策の方向性

女性が男性と共に職場へ参画していくためには、家事、子育て、介護等の家庭責任を男女が共に担うことが必要であるが、現実には男性が家事労働に従事する時間は極めて短く、家事、子育て、介護等や地域における活動等は、女性が主に担っている状況にある。

これらの活動等に男性も携わり、男女が共に豊かな生活ができる生活様式への転換や意識改革及び生涯学習としての男女共同参画啓発学習が必要である。

地域活動やボランティア活動の主体となっているのは女性であって、多くの男性は地域社会とのつながりが希薄である。そのため、男女が共同してボランティアや環境問題への取組を行い、子供や高齢者を含めた地域の人々との交流や連携を図りながら、生活に密着した課題を解決し、活動を活性化していくことが必要である。

男女が共に無償労働と有償労働をバランスよく担えるような社会へ向けての条件整備のために、女性が主に担っている家事、子育て、介護等の無償労働について認識を深め、その経済的及び社会的な貢献と役割が公平に扱われるよう啓発を進める。

男女が暮らしやすい家庭生活や地域社会にしていくためには、例えば人が多く集まる場所に託児施設を設ける等男女共同参画に配慮したまちづくりを行う等、あらゆるニーズにあった社会基盤整備を進める。

#### (イ) 具体的取組

- ① 家事、子育て等の家庭生活への男女共同参画の促進
- ② 地域活動、ボランティア活動等の地域社会への男女共同参画の促進
- ③ ボランティア活動等への参画促進のための環境整備
- ④ 男女が共に無償労働と有償労働とをバランスよく担うことができる環境整備
- ⑤ 男女共同参画に配慮したまちづくり等の社会基盤の整備

## Ⅱ 重点目標 4 家庭と他の活動の両立及び多様な生き方支援

### (ア) 現状と施策の方向性

わが国は、平成7年（1995年）に家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約を批准し、その過程で育児・介護休業に関する法律及び制度の整備も進められてきた。

しかし、実際には、育児・介護休業に関する規定が就業規則に明記されていない事業所があることや、休業取得者の大半が女性であるという実態から、今後も育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の趣旨の浸透を図る必要がある。

働く男女が安心して子供を持ち、育てられるよう育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備や男女共に家庭と仕事が両立できるような多様な勤務時間制度の導入や促進を行う等子育てや家族の介護を行い、家族としての責任を果たしながら働き続けることのできる環境づくりを進める。

特に、男性の子育て等への参画を積極的に進めるために、行政のみならず企業等においても、男性が短時間勤務、育児休業等を取りやすい環境を整備する等さらに積極的に取り組む。

家庭や地域における男女共同参画を進めるために、男性がこれまでの仕事中心の生活を見直し、家事、子育て、介護等へ積極的に参画できるよう支援するとともに、労働時間の短縮のための啓発活動等を推進することにより、家庭・地域生活と職業生活の両立が図られ、多様な生き方が選択できる社会環境づくりを進める。

少子・高齢化が進むとともに核家族化が進行している中で、子供を健やかに育てるために、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に努めるとともに、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等子育てを社会的に支援していく施策を推進していく。

出産期に離職し、子育てを終えた段階で再就職を希望する女性が多くいる。職業生活を中断した女性がそれぞれの適性にあった職に就くために、相談指導や適切な再就職情報の提供等、再就職のための支援施策の充実を図る。

また、多くの女性が家事労働と両立できる働き方を選択せざるを得ない中で、パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等就業形態の多様化が進んでいる。パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等に従事する女性等が不安定な労働条件とならないよう今後も関連法の趣旨の浸透や相談等の支援を行う。

## (イ) 具体的取組

- ① 職場等における仕事と家庭の両立支援
- ② 労働時間の短縮等就業条件の整備
- ③ 家庭、地域等における子育て支援対策の充実
- ④ 再就職希望者に対する援助の充実
- ⑤ 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

## 7 推進体制

この計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるためには、県庁全体で推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理を行うとともに、市町村、民間団体、女性団体及び県民との連携を一層強化する必要がある。

県は、鳥取県男女共同参画推進条例の周知を図るとともに次のような推進体制を整備する。

### (1) 審議会の設置

県は、次の事務を行うため、関係機関団体や有識者から構成される鳥取県男女共同参画審議会を設置する。当該審議会の委員の選考については、あらゆる分野の県民の意見が反映されるようバランスを考慮する。

- ア 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議
- イ 男女共同参画の推進に関する施策等の建議
- ウ 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の評価

### (2) 県における推進体制の充実・強化

県における各種施策は、以下のとおり実施する。

- ア 県は、計画を実効性あるものにするため、毎年、具体的な事業実施状況を取りまとめて進捗状況を把握し、成果等の検討と評価を行い、その結果を公表する等の進行管理を行う。
- イ 県は、この計画を推進する各分野の施策の企画及び実施の総合性及び計画性を確保しながら県庁全体で取り組む。
- ウ 県庁内の関係課が連携を図りながら、男女共同参画の現状及び問題点の把握並びに調査研究を行い、施策を企画立案し、推進体制の充実及び強化を図る。

### (3) 市町村の推進体制の整備促進

計画の推進に当たっては、住民の生活に密着した市町村において地域の実情や特性にあった取組が行われることが必要である。

そのため、市町村に対しては、独自の男女共同参画計画を策定できるように情報提供等を行うことにより推進体制の整備の促進を支援するとともに連携を図る。

### (4) 関係機関、民間団体等との連携強化

この計画を効果的に推進するために、行政機関はもとより関係機関、団体、企業等との連携・協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた取組を行っている団体等の活動や連携を促進する。

### (5) 鳥取県男女共同参画センターの整備

男女共同参画社会の実現を目指す県民活動の拠点としての鳥取県男女共同参画センターにおいては、その設置目的に基づき、情報の収集及び提供、学習及び交流、相談の場の提供等その機能を十分発揮し、男女共同参画を推進していくため、時代の要請に即応する実効性ある様々な事業を展開していく。

(6) 苦情処理体制の整備

男女共同参画に関する施策に対する苦情及び男女共同参画を阻害すると認められる事由についての申出を受ける男女共同参画推進員を設置し、簡易迅速に処理する。

(7) 職員研修の充実

男女共同参画社会の実現を図るため、県職員をはじめ市町村職員、団体職員等を対象とした男女共同参画社会実現に向けた理解と関心を深めるための研修の充実を図る。

(8) 県民への期待

県民一人ひとりが、計画の目指す男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向け家庭、職場、地域等のあらゆる場を通じて、主体的かつ積極的に取り組むことを期待する。

〈家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ〉

家庭では

- 男性も家事、子育て、介護を分担します
- 性別にこだわらないで子どもの個性を伸ばします
- 女性の身体や健康を守る権利を大切にします
- 夫婦間でお互いの人権を尊重して暴力をなくします
- 自営業における男女のパートナーシップを確立します
- 日常生活の中で環境に配慮します
- メディアの情報を読み解く力を身に付けます
- 家族で男女共同参画について話し合います

地域では

- 地域団体の役割分担を男性中心型から男女共同参画型に改めます
- 男性も地域活動に積極的に参画します
- 地域の中に根強くある男性中心の慣習、しきたりを見直します
- 性別に関わらず地域活性化に参画します
- 地域の中でみんなで子育てを支援します
- 地域で高齢者、一人親家庭を支えます
- 誰もが利用しやすい施設づくりを進めます
- セクシュアル・ハラスメント防止を進めます
- 地域における男女共同参画を話し合います

職場では

- 雇用における男女平等を進めます
- 女性が能力を十分発揮できるよう積極的に改善措置を行います
- ファミリーフレンドリー企業(家庭にやさしい企業)をめざします
- 男性の育児、介護休業の取得を進めます
- セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりを進めます
- パートタイム労働者等の適正な労働条件を確保します



## 鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策

### 基本テーマ1 女性の人権が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保

重点目標1 固定的役割分担意識を解消し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①男女平等理念を啓発・推進する教育システムの確立	○学校における男女平等教育の充実 ・道徳教育、人権教育における男女平等観の育成 ・管理職及び教職員に対する研修の充実 ・個性を生かした進路指導の充実 ・男女混合名簿の活用 ○児童生徒を対象とした男女共同参画啓発冊子の作成	男女共同参画推進課 総務福利課 小中学校課 高等学校課 同和教育課
②男女共同参画の理念を具現化する学習機会の充実	○生涯学習の充実 ・男女共同参画の視点を取り入れた講座の充実 ○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○啓発広報誌の発行、図書・ビデオの貸出	同和対策課 長寿社会課 男女共同参画推進課 生涯学習課
③メディアにおける男女の人権尊重	○公的印刷物等が遵守すべきガイドライン(指針)の策定・普及、メディアへの働きかけ ○青少年の健全育成(有害図書の排除)	男女共同参画推進課 県民活動推進課
④情報を主体的に収集、判断等できる能力を育成する情報教育の推進(法識字の強化)	○生涯学習の充実 ・男女共同参画の視点を取り入れた講座の充実 ・IT(情報技術)関連講座の充実 ○学校における情報教育の充実	長寿社会課 男女共同参画推進課 小中学校課 高等学校課 生涯学習課

※「主に取組を推進している課」は建制順に記載。以下同じ。

### 重点目標2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①女性に対する暴力への社会的認識の徹底及び実態把握	○女性に対する暴力をなくす運動の実施 ○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○学校における性教育の充実 ○関係者懇談会、各相談機関の相談内容の分析等による実態把握	福祉保健課 男女共同参画推進課 小中学校課 高等学校課 体育保健課
②被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリングの体制整備	○関係機関における相談の実施 ・人権文化センターの人権相談 ・男女共同参画センターの各種相談 ・婦人相談所における各種相談・一時保護の実施 ・警察のストーカー、男女間暴力、性犯罪被害者等相談 ・児童相談所における児童虐待相談	同和対策課 福祉保健課 子育て支援課 男女共同参画推進課 生活安全企画課 捜査第一課
③被害者救済支援及び相談等関係機関の連携強化	○婦人相談所における一時保護の実施 ○関係機関の連携強化のための連絡会 ・女性に対する暴力関係機関連絡会 ・犯罪被害者支援関係機関連絡会 ・児童虐待防止関係機関連絡会	福祉保健課 子育て支援課 男女共同参画推進課 警務課
④ドメスティック・バイオレンスの被害者に接する可能性のある職員を対象とした研修の実施	○関係職員を対象とした研修会の開催	福祉保健課

重点目標3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 教育機関、医療機関、保健機関等の連携による性と生殖に関する健康と権利に関する認識の確立	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出 ○学校における性教育の充実 ○関係機関連携のための会議等の開催	健康対策課 男女共同参画推進課 小中学校課 高等学校課 体育保健課
② 生涯を通じた女性の健康管理・保持増進対策の推進	○思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等における女性の健康教育、相談体制の充実 ○学校における性教育の充実 ○各種健康診査の実施	健康対策課 男女共同参画推進課 体育保健課
③ 女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進	○性感染症に関する普及啓発、予防対策等の実施 ○エイズに関する普及啓発、予防対策等の実施	健康対策課 体育保健課

重点目標4 地球市民としての交流及び連帯

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 男女共同参画の視点に立った地球環境の保全への意識の向上と推進	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出	男女共同参画推進課 生活環境部
② 男女共同参画の推進に関する環日本海諸国等との交流	○国際交流、国際協力事業を通じた相互理解の推進 ○広報誌、報告書の発行等による情報提供	男女共同参画推進課 県民活動推進課
③ 外国人居住者が暮らしやすい環境整備	○外国人居住者に対する情報提供や相談体制の充実	国際課 男女共同参画推進課

基本テーマ2 男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正及び整備

重点目標1 政策決定等への男女共同参画

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 議会への女性の参画を促進するための立候補しやすい条件整備	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出 ○女性の能力発揮のためのセミナーの開催	男女共同参画推進課
② 審議会等への女性の参画	○審議会等における女性委員の登用目標の周知、積極的な登用 ○女性人材バンクへの登録促進、積極的活用	職員課 男女共同参画推進課 関係課
③ 自治体の役職への女性の登用	○県職員、教職員における女性幹部登用の推進 ○市町村の女性登用状況の定期的調査、情報提供	職員課 男女共同参画推進課 小中学校課 高等学校課
④ 行政関係者の意識改革	○県職員に対する研修の実施 ○市町村職員に対する研修及び情報提供の実施	職員課 男女共同参画推進課



重点目標2 男女共同参画の視点に立った社会通念の確立

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 地域団体等の各種団体の指導者層の意識改革と女性の登用	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出 ○地域団体、各種団体に対する女性登用等の働きかけ	男女共同参画推進課 関係課
② 地域活動への男性の参画促進	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出	男女共同参画推進課
③ 啓発のためのメディアの積極的活用	○メディア活用方法の検討 ○メディア活用方法の普及啓発	広報課 男女共同参画推進課

重点目標3 男女共同参画のための自立支援

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 男女共同参画を推進するための生活面及び精神面における自立支援	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出 ○各種相談機関の周知	男女共同参画推進課
② 一人親家庭の自立支援	○母子家庭の自立を促進する施策の実施 ○介護・保育サービスの実施	子育て支援課 住宅環境課

重点目標4 男女共同参画の視点に立った高齢社会への対応

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
① 高齢者の雇用及び社会参加の促進	○高齢者の就業、雇用促進 ○元気な高齢者の社会参加、生涯学習の推進 ○高齢者の技術・技能の活用促進	長寿社会課 労働雇用課 経営指導課
② 介護者の支援	○在宅・施設サービスの実施 ○介護知識・技術の普及啓発	長寿社会課 健康対策課
③ 高齢女性の生活支援、相談等のための体制整備	○シルバー110番による相談の実施 ○男女共同参画センターにおける相談の実施	長寿社会課 男女共同参画推進課

基本テーマ3 職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

重点目標1 男女平等な雇用環境の整備と職業能力開発

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①雇用の平等に取り組む企業の育成及び経営者の意識改革	○講演会、ガイドブック、チラシなどによる広報啓発や働きかけ ○企業が行う男女共同参画に関する研修の支援	男女共同参画推進課 労働雇用課
②職業意識の育成と職業能力開発の推進	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○知識と能力を修得するための講座の実施	男女共同参画推進課
③企業家を目指す女性への支援	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○起業家への金融支援	男女共同参画推進課 経営商業課
④雇用の平等を実現する積極的改善措置の推進	○講演会、ガイドブック、チラシなどによる広報啓発や働きかけ ○中小企業の人材確保、定着のための福利厚生施設の充実支援	男女共同参画推進課 経営商業課
⑤職場等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	○講演会、ガイドブック、チラシなどによる広報啓発や働きかけ ○企業が行うセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の支援 ○労働相談の実施 ○県職員のセクシュアル・ハラスメント防止の取組 ・研修会、ポスターの配布による意識の啓発 ・相談体制の拡充	職員課 男女共同参画推進課 労働雇用課
⑥男女共同参画社会の実現のための社会負担の合意の形成	○労働実態及び家庭と仕事の両立支援のための施策の調査研究	男女共同参画推進課
⑦企業における家庭と仕事との両立支援に向けた取組の推進	○講演会、ガイドブック、チラシなどによる広報啓発や働きかけ ○企業が行うファミリーフレンドリー企業に関する研修の支援 ○企業の取組公表、表彰等効果的な推進策の調査研究	男女共同参画推進課

重点目標2 農林水産業、商工業等の自営業におけるパートナーシップの確立

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①女性の労働に対する適正評価と方針決定過程への参画促進	○講習会、研修会等の開催に対する支援 ○ガイドブック、チラシなどによる普及啓発 ○家庭経営協定の締結の促進 ○生産組織や組合の方針決定過程への女性の参画	男女共同参画推進課 経済通商課 経営指導課
②女性の経済的地位と能力の向上	○女性グループの地域活動・生産活動の支援	経営指導課 林政課
③地域間交流等における男女共同参画の促進	○全国研修会への参加 ○講習会、研修会等による交流活動の支援	男女共同参画推進課 水産課

重点目標3 家庭生活及び地域社会への男女共同参画の促進

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①家事、子育て等の家庭生活への男女共同参画の促進	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出 ○高校生に対する家庭生活等への理解を深める学習	子育て支援課 長寿社会課 男女共同参画推進課 生涯学習課
②地域活動、ボランティア活動等の地域社会への男女共同参画の促進	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○広報誌の発行、図書・ビデオの貸出	福祉保健課 県民活動推進課
③ボランティア活動等への参画促進のための環境整備	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○ボランティア活動やレクリエーション・余暇活動等イベント開催等に対する支援	県民活動推進課
④男女が共に無償労働と有償労働とをバランスよく担うことができる環境整備	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○無償労働(家事、育児、介護等)に関する定期的調査、情報提供	男女共同参画推進課
⑤男女共同参画に配慮したまちづくり等の社会基盤の整備	○高齢者、障害者、妊産婦、子育て中の男女等が利用しやすい公共施設の整備促進	福祉保健課

重点目標4 家庭と他の活動の両立及び多様な生き方支援

具体的取組	具体的施策	主に取組を推進している課
①職場等における仕事と家庭の両立支援	○講習会、ガイドブック、チラシなどによる広報啓発や働きかけ ○育児・介護休業の取得支援	子育て支援課 男女共同参画推進課
②労働時間の短縮等就業条件の整備	○講習会、研修会の開催等による広報啓発 ○労働相談の実施	男女共同参画推進課 労働雇用課
③家庭、地域等における子育て支援対策の充実	○多様な保育ニーズへの対応 ○地域における相互援助活動(ファミリー・サポート・センター事業)の支援	子育て支援課 男女共同参画推進課
④再就職希望者に対する援助の充実	○再就職希望者に対する各種講座の実施 ○女性の就業相談の実施	男女共同参画推進課
⑤多様な働き方を可能とする就業条件の整備	○パートタイム労働法の普及啓発 ○労働相談の実施	男女共同参画推進課 労働雇用課

## 鳥取県男女共同参画計画目標数値等

【将来の姿を表す指標】

区分	No.	項目	現状	目標値	目標値の考え方	所管課
基本テーマ1	1	男女共同参画社会を知っている県民の割合	28.5% (H11)	100.0% (H18)		男女共同参画推進課
	2	性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合	41.1% (H11)	80.0% (H18)	現状の2倍	
	3	男女共同参画センター利用登録団体数	0 (H12)	200 (H18)	年間40程度	
	4	小学校男女混合名簿導入校	98.2% (H12)	100.0%(H18)		小中学校課
	5	中学校男女混合名簿導入校	36.7% (H12)	100.0%(H18)		
	6	女性を対象とした基本健康診査の受診率	40.6% (H12)	50.0% (H16)	老人保健計画	健康対策課
	7	乳がん検診受診率	23.1% (H12)	35.0% (H16)		
	8	子宮がん検診受診率	20.7% (H12)	35.0% (H16)		
基本テーマ2	9	審議会等における女性委員	30.0% (H13)	40.0%		職員課
	10	女性人材リスト登録者数	200人 (H13)	500人 (H18)	年間50人	男女共同参画推進課
	11	男女共同参画推進行動計画策定市町村	6 (H12)	39 (H18)	全市町村	
	12	男女共同参画交流室(女性交流室等)設置数	9 (H12)	39 (H18)	全市町村	
	13	介護老人福祉施設	2,451床(H12)	2,457床(H16)	介護保険支援・老人保健福祉計画	長寿社会課
	14	介護老人保健施設	1,837床(H12)	2,156床(H16)		
	15	在宅介護支援センター	63施設(H12)	71施設(H16)		
	16	シルバー人材センター設置市町村数	27 (H13)	39 (H16)	全市町村	労働雇用課
基本テーマ3	17	家族経営協定締結農家数	63組 (H11)	210組 (H16)	年間30程度	経営指導課
	18	農協・漁協における女性の正組合員	16% (H11)	30% (H16)	全女性会員	
	19	女性起業グループ数	56組織(H11)	70組織(H16)	5年で14増	
	20	女性農業士数	45人(H11)	78人 (H16)	各市町村2人	
	21	女性農業委員数	11人 (8%) (H11)	54人 (40%) (H16)	市町村長選任委員	
	22	ファミリー・サポート・センター数	5 (H12)	20 (H18)	市町村の1/2	男女共同参画推進課
	23	女性育児休業制度取得率(従業員数10~29人)	40.0% (H12)	70.0% (H18)	全体平均並み	
	24	介護休業制度普及率	77.1% (H11)	100.0%(H18)		
	25	職場のセクシュアル・ハラスメント防止対策実施率	40.4% (H11)	80.0% (H18)	現状の2倍	

【継続的な向上を目指す指標】

区分	No.	項目	現状	所管課	備考
基本テーマ2	1	女性職員全体に占める女性役付比率	14.8% (H13)	職員課	
	2	小・中・高・盲・聾・養護学校の管理職に占める女性管理職の比率	24.9% (H13)	小中学校課他	
基本テーマ3	3	男性育児介護休業制度取得率	0.1% (H12)	男女共同参画推進課	女性の取得率と同程度を目指す

## 鳥取県男女共同参画計画の策定経緯

### 1 鳥取県男女共同参画施策企画推進会議の意見具申

平成12年5月18日	第1回鳥取県男女共同参画施策企画推進会議 男女共同参画計画の策定に当たっての基本的考え方について、意見具申を依頼 3専門部会を設置、第1回専門部会
6月	計画について県民意見の募集
7月～8月	各専門部会を2回開催、検討
10月6日	第2回鳥取県男女共同参画施策企画推進会議 中間まとめについて検討 意見具申の骨子案公表
10月31日～11月6日	意見具申の骨子案に対する県民意見交換会 (鳥取市・倉吉市・米子市)
12月26日	第3回鳥取県男女共同参画施策企画推進会議 国の基本計画(12月12日公表)を踏まえ検討
平成13年1月31日	第4回鳥取県男女共同参画施策企画推進会議 意見具申の内容決定
2月27日	知事へ意見具申書提出

### 2 鳥取県男女共同参画審議会における審議

平成13年3月16日	鳥取県男女共同参画審議会委員任命
3月23日	平成12年度第1回鳥取県男女共同参画審議会 県から計画案について諮問
4月16日～5月8日	計画案について市町村、事業者団体、県民から意見募集
5月8日	平成13年度第1回鳥取県男女共同参画審議会 計画案について協議
5月28日	平成13年度第2回鳥取県男女共同参画審議会 計画案について協議、答申内容決定
5月29日	鳥取県男女共同参画審議会答申

### 3 県議会における審議

平成13年6月14日	県議会に計画案提案
6月29日	県議会で可決

### 4 告示 平成13年7月17日

## 鳥取県男女共同参画計画案に関する意見募集結果

- 募集期間 平成13年4月16日～5月8日
- 結果 延べ件数 46件 (書面 45件、電話 1件)
- 意見内容 (※)は複数の県民から意見が提出されたもの

### ●計画全体 (6件)

- ・具体的にどのような施策を、どのような計画にもとづいて推進されていくのかについての記載に欠けている。(※)
- ・施策の方向について、全体として具体性を示してはどうか。具体的な内容を示して啓発したほうが効果は大きいと思う。
- ・説明が少々学術的(?)であり、例えば、中学生が読んでも理解できるような(自分自身の問題として)平易な表現である方が、県民はもっと身近に自分の側にひきよせることができる。
- ・何度繰り返し読んでも、単語が頭の中でぶつかり合うだけで、どうにもしみこんでまいりません。「なるほどな」と理解できる機会を広く深く与えられることを望みます。
- ・底辺の人、弱い人を助ける計画でないといけないのではないか。

### ●基本理念 (1件)

- ・自立の注に自律が補足されているが、自律で統一するか自立(自律)とするか、自律の理念を大切にしてほしい。

### ●基本目標 1 (10件)

- ・マス・メディアにおける人権尊重を自ら選別できる人材の育成。
- ・マスコミがよく使う言語や用語を正しくかくようにしてもらいたい。「タレントのイナバさん、ほうき氏と昨日入籍」というのを見る。
- ・児童・青少年に対する性的抑圧防止教育の必要。
- ・個性を尊重し重視した低学年での教育が重要。
- ・男女共同参画社会というものの基本的な考えを教育の場にもっと取り入れるべきだと思う。それによって、情報を得にくい立場の親たちにも広く伝わっていくのではないか。
- ・差別のない社会に向けて、外国人、障害者と共に学び、地域で共に生きる学習の強化。
- ・「男の子だから、女の子だから…」という教育態度の見直しの中に家庭教育だけでなく学校教育に対する視点も入れてほしい。
- ・虐待・DVからの解放される場と加害者・被害者に対する教育プログラムの必要。
- ・家庭内暴力は「たんなる夫婦げんか」ではない。その内容を広く知らせる必要がある。
- ・鳥取県の女性は結婚後も就業率が高いようですが、家事・育児は女性の仕事という考え方がまだ根深く、男女が共同で仕事を分担できるようにしてほしい。

### ●基本目標 2 (10件)

- ・職業、審議会、委員等女性の人数が少なすぎますので、是正を希望します。
- ・女性もかなり多くが地域活動「自治会」への参加をしている。しかし、名簿上は男性であったり、代表者は男性になることが多い。女性の「縁の下の力持ち」役ばかりでいいのだろうか。
- ・夫や家族が仕事を理由に休めなかったり、妻を助ける体制がとれない限りは、女性は無理をすることになる。
- ・(まだまだ男性中心の)企業が男女共同参画の意図を理解し、同時に企業内で実践が必要。
- ・企業の体制づくりは大切。男性を、女性を支援できる体制におくことが共同参画の推進のポイントでもあると考えます。

- ・扶養の限度額（130万円）を思いきって上げるか、又は年金の低い人の税金、厚生年金、健康保険料を少なく抑えると、もっと働く時間が増えると思う。
- ・男性の多い社会にはいると女性は疎外されやすい。せつかく進出した数少ない女性は、積極的に同性の進出に手を貸すべき。
- ・女性の訓練プログラムの質的向上強化。
- ・委員・代表の選出を公募や自主的に活動しているグループ・個人を登用。
- ・個々の人間性の尊重される介護システム－地域に多くのケアマネジャーを育成。

### ●基本目標 3 (18件)

- ・環境大学内の保育ルームをTVで拝見しました。とても素晴らしいことだと感心しました。企業の中にも保育ルームが出来れば、そういう世の中になれば女性にとっては喜ばしい。
- ・子育て中の専門職（訪問看護婦）雇用に対し、緊急に必要なときに安心して休みがとれるために必要な最低限の余剰人員のための、財政支援、法人への税制上の優遇措置が必要。（※）
- ・企業が子育て支援の具体的プログラム提出、その実績を発表していく（評価）。
- ・課税、年金、健康保険を個人単位とする。
- ・同一価値労働、同一賃金システムの導入。
- ・時短、育休などの労働環境の整備は当然。子育て中の従業員を有する企業の税制優遇措置とか、職場保育の完全実施とか具体的に実効ある施策の提案が望まれる。
- ・職場の人間関係で悩んでいる人は多い。責任者はそれを解決していくことが必要。
- ・女性であれ、男性であれ働くものが仕事と家庭生活が両立できるように、社会が支援していくことがもめられている。
- ・公的介護保険のように「公的子育て支援保険」のような新たなシステム。子育ては夫、妻、家庭のみではなく、社会や、国の責任でもあるということの明確な制度的確立など、発想の転換が必要になっている。
- ・「子育て」についての取組内容（記述）が軟弱に感じる。高齢社会の問題点と同レベルでの「子育て支援」のアプローチが重要かつ必要と思う。
- ・家族形態の多様化の流れの中で、血縁・婚姻関係を基礎としない新たな家族の形態もあっていいのではないか。
- ・職場でも年々女性の役職が増えてきています。地域活動でも男性の参加、協力がたくさん見られますが、家庭においてはどうかというと、これはとっても難しいと思う。
- ・核家族が増える中、女性が役職についたりすればそれなりにリスクをとまなうわけで、その穴うめを家族の誰が他にやってくれるのか？
- ・核家族でなくても、親の介護はとなってくればどうしても女性への負担が伴ってくるわけで、施策の方向に記してあることが少しずつでも実現して社会に浸透していってくれればと願う。
- ・女性が地域社会に積極的にかかわっていくために、合理的な根拠に基づかないでおこなわれている性別による期待や処遇あるいは認識の片寄りを改善すべきだと思う。
- ・県と連携して一人一人が差別することなく（いじめ等）個人として認めてあげるような対策をとってほしい。
- ・（農家に対して）経済的にこまっています。支援が必要です。農業でも生活できるよう、そして、女性ひとりでも経営できる対策をお願いします。

### ●推進体制 (1件)

- ・鳥取県としての男女共同参画計画案が決まれば、それをいかに市町村へと浸透させるかが重要である。生活に密着した地域の理解が深まることにより、家庭の中の男女共同参画もある。





# 鳥取県男女共同参画推進条例

平成12年12月26日公布

鳥取県条例第83号

改正

平成13年9月28日公布

鳥取県条例第46号

(第37条関係)

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第8条－第19条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第20条－第22条）

第4章 鳥取県男女共同参画推進員（第23条－第31条）

第5章 鳥取県男女共同参画審議会（第32条－第38条）

第6章 雑則（第39条）

附則

社会を構成する男女は、互いの性にかかわらず「法」の下に平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この理念に基づき、鳥取県では、全国に先駆けて、鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）を制定し、差別のない真に人権の尊重される社会を目指してきた。

一方、我が国においては、急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女が、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が緊急の課題となっている。

鳥取県は、大企業が少なく、高齢者が多い社会経済構造の下、女性の就業率は都道府県の中でも高い状況にある。このような状況の中で、国際社会や国内の動向と協調しながら男女共同参画社会の実現に向けて各種施策が推進されているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

ここに、鳥取県民は、社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の動向と協調して、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、第1項の施策（前項の積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を実施するに当たっては、県民、事業者、国及び市町村並びに環日本海諸国と相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取県男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、性別による固定的な役割分担に基づく社会慣行その他の男女共同参画を阻害する要因を解消することを念頭に、議会の議決を経て、鳥取県男女共同参画計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ鳥取県男女共同参画審議会及び市町村長の意見を聞かなければならない。
- 4 前3項の規定は、鳥取県男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 知事は、第14条の規定による情報の収集及び分析の結果を踏まえ、毎年、男女共同参画の状況並びに男女共同参画推進施策の実施状況及び効果についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書においては、男女共同参画推進施策の効果の一つとして、県の積極的改善措置により男女間の格差が是正され、又は是正されなかった状況についても明らかにしなければならない。

(財政上の措置等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第11条 県は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第2条第1項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第12条 県の附属機関の委員の構成は、第33条第2項の規定に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 前条に規定するもののほか、県は、県の政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 県は、国若しくは他の地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報の収集及び分析)

第14条 県は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、次に掲げる情報の収集及び分析を行わなければならない。

(1) 性別による直接的又は間接的な差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因に関する情報

(2) その他男女共同参画に関する情報

2 知事は、市町村長に対して、鳥取県男女共同参画計画の策定に必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、事業者に対して、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(教育及び普及広報活動)

第15条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

3 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとする。

5 県は、家庭及び地域において前項に規定する教育を行う県民に対し、必要な支援をするものとする。

(一人親家庭等に対する措置)

第16条 県は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父その他特別の配慮を必要とする者がその個性と能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村等に対する支援)

第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(知事への申出)

第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

2 県民又は事業者は、前条第2項の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第21条 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの是正その他の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、職場において前条第2項の規定に違反する行為があったと認めるときは、事業者に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第22条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

### 第4章 鳥取県男女共同参画推進員

(設置)

第23条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(職務)

第24条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 第19条第1項の規定による苦情の申出について審査をすること。
- (2) 第19条第2項の規定による不服の申出について審査をすること。
- (3) 県民又は事業者の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、知事その他の県の機関に対して勧告をし、又は意見を述べること。

(定数等)

第25条 推進員の定数は、男性2人、女性2人とする。

- 2 推進員は、知事が議会の同意を得て任命する。
- 3 推進員の任期は、2年とする。
- 4 推進員は、再任されることができる。

(兼職禁止等)

第26条 推進員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねてはならない。

- 2 推進員又は推進員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(解職)

第27条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めるときは、議会の同意を得てこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。
  - (2) 前条の規定に違反するとき。
  - (3) 職務上の義務違反その他推進員たるに適しない非行があるとき。
- 2 推進員は、前項の規定による場合を除き、その意に反して解職されることがない。

(調査権限)

第28条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

(審査結果の通知)

第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。

(勧告及び意見の公表)

第30条 推進員は、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 県の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、是正又は改善の措置を講じなければならない。
- 3 推進員は、必要があると認めるときは、制度の改善を求める意見を公表することができる。

(措置状況の報告)

第31条 推進員は、前条第1項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置の状況について報告を求めることができる。

- 2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 推進員は、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

## 第5章 鳥取県男女共同参画審議会

### (設置)

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (組織)

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

### (委員)

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第37条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

### (雑則)

第38条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 第6章 雑則

### (委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第5章の規定は、同年1月1日から施行する。

#### (検討)

2 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。(第37条一部改正関係)

# 鳥取県男女共同参画推進条例施行規則

平成13年3月30日公布  
鳥取県規則第20号

## (趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (推進員の任命)

第2条 条例第25条第2項に規定する鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の任命は、人格が高潔で男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から行うものとする。

## (推進員の職務の遂行方法)

第3条 推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行する。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行うものとする。

- (1) 職務の執行の方針に関する事。
- (2) 条例第24条第3号又は第30条第1項の規定に基づき勧告を行う事。
- (3) 条例第24条第3号の規定に基づき意見を述べること。
- (4) 条例第30条第3項の規定に基づき意見を公表すること。
- (5) その他推進員の合議の結果合議により決定することとされた事項に関する事。

## (申出の方法)

第4条 条例第19条の規定による申出（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができる。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関等への相談等の状況
- (4) 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、推進員又は鳥取県男女共同参画推進員事務局の職員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

## (審査を行わない申出)

第5条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、審査を行わないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び判決により確定した事案に関する事項
- (2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事案及び裁決等により確定した事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第12条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同法第13条第1項の規定による調停の対象となる事項
- (4) 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行為に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進員が審査をすることが適当でないと認める事項

2 推進員は、条例第19条第2項の規定による申出が、条例第18条第2項の規定による通知のあつた日から60日を経過した日以降にされたものであるときは、当該申出を受理しないものとする。ただし、60日を経過したことについて正当な理由があると推進員が認めるときは、この限りでない。

- 3 推進員は、前2項の場合においては、申出について審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理由を、当該申出をした者に対して通知するものとする。

(審査開始の通知等)

第6条 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（条例第19条第2項の規定に基づく申出にあつては、知事）及び関係者に通知するものとする。ただし、条例第19条第2項の規定に基づく申出について審査を開始する場合であつて、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができる。

- 2 推進員は、条例第28条第1項の規定による県の機関に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書面により行うものとする。

(勧告及び意見の公表の通知)

第7条 推進員は、条例第24条第3号若しくは第30条第1項の規定により勧告をし、条例第24条第3号の規定により意見を述べ、又は条例第30条第3項の規定により意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事項について条例第19条に基づく申出をした者がいるときは、その内容を当該申出をした者に通知するものとする。

- 2 推進員は、条例第30条第3項の規定による意見の公表を行ったときは、関係する県の機関にその内容について通知するものとする。

(申出の処理状況等の報告等)

第8条 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務を行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。



# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
改正 平成11年7月16日法律第102号  
同 11年12月22日同第160号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 男女共同参画基本計画

## 内閣府

〈以下、内閣府作成パンフレットより引用〉

政府は、平成12年12月12日、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

本計画の策定に当たっては、平成8年12月13日に男女共同参画推進本部が決定した国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年7月）を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」（平成12年6月）での成果も踏まえています。

また、計画の策定過程で国民の皆様から幅広く意見・要望をお聴きし、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努力しました。

### 基本的考え方

本計画においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとしている。

また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意している。

### 計画の対象期間

施策の基本的方向……平成22年（西暦2010年）までを見通した長期的な施策の方向性  
具体的施策……平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的な施策

# 計画の構成

## 男女共同参画基本計画

### 第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

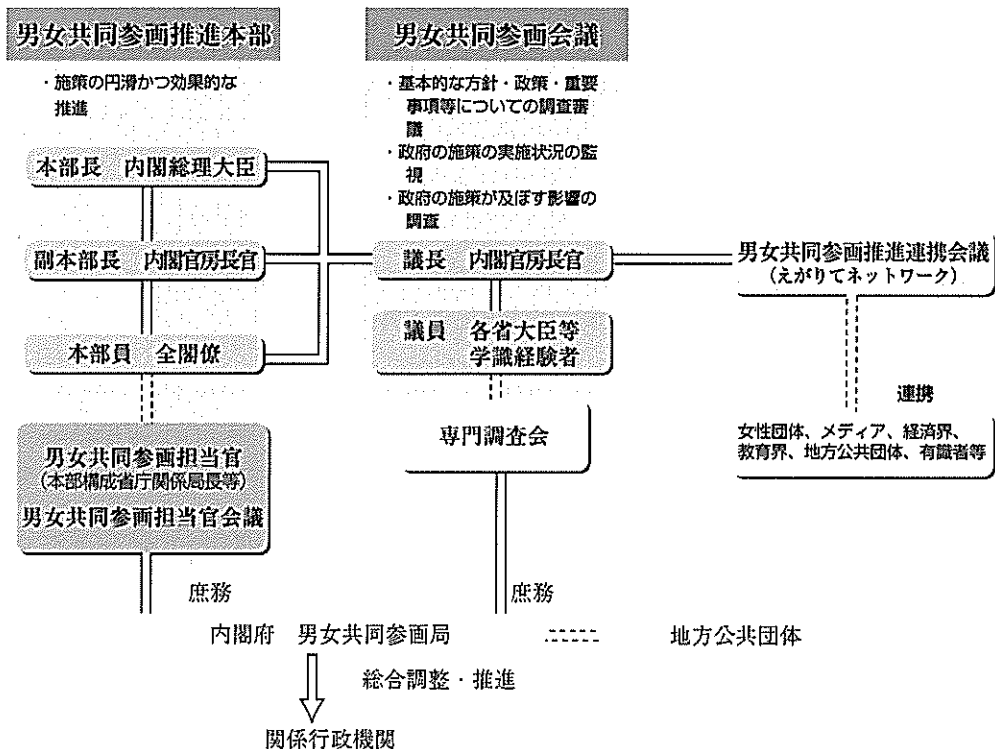
### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける女性の人権の尊重
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

### 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



※内閣官房長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。



## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第2部では、中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の基本的方向及び具体的施策の内容を示しており、11の重点目標を掲げて、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。主な施策の内容は以下のとおりである。

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請
- (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
- (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画は近年進みつつあるものの、その状況は、国際的に見て十分とは言えない。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、男女共同参画社会基本法に定める責務としては、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置（ポジティブ・アクション）が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、まず、国が率先垂範して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。「国の審議会等委員への女性の参画の促進」については、男女共同参画推進本部が平成12年8月に決定した「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%に達成する」という目標に向けて、計画的に取組を進める。また、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」として、人事院において検討が進められている指針について早期に検討を進め、策定することを求めるとともに、各府省において、同指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。

さらに、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても、広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- (3) 法識字の強化及び相談の充実
- (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立的に機能しない場合がある。

このため、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同法においては、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨を規定し、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な対応をとることを求めている。

これまで、我が国の社会制度等については、男女共同参画社会の形成という観点からの調査が十分に行われてきたとは言えない。

このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。

また、女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。

### 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- (2) 母性健康管理対策の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための援助
- (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っている。

女性労働者が性別により差別されることなく、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、実質的な男女の均等確保を実現し、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションの促進施策を展開する。

また、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題となっていることから、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均等等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

### 4 農山漁村における男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きく、生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献している。

食料・農業・農村基本法においても「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努めることとする。具体的には、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めしていくため、各都道府県等の女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、その達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。

また、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。

### 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

- (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。また、地域社会が寛容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

子育てについては、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。また、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

さらに、男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、労働時間の短縮を図るとともに、特にこれまで家庭や地域への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

## 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
- (2) 高齢期の所得保障
- (3) 高齢者の社会参画の促進
- (4) 障害のある者への配慮の重視
- (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の3分の2は女性である。また、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにつながる。

このため、介護の負担をとりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施するとともに、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進める。また、高齢者がその意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

さらに、高齢者、障害者を含むすべての男女が、安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進する。

## 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (6) ストーカー行為等への対策の推進

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題である。

これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあったが、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担など、我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していくべきである。

このような認識の下、女性に対する暴力を根絶するため、広報啓発活動を一層推進するなど、社会的認識の徹底に努めるとともに、被害者が相談しやすい環境の整備、防犯対策の強化、刑罰法令の的確な運用、関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うこととする。

また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

## 8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
- (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っているリプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

このようなりプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるとともに、生涯を通じた女性の健康の保持増進対策を推進する。

また、女性の健康をおびやかすHIV/エイズ、性感染症、薬物乱用への対策の推進を図る。

## 9 メディアにおける女性の人権の尊重

- (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- (2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資する。また、メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることは、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながる。

一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも現状においては少なくない。このため、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。

さらに、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、国の行政機関自らが、男女の描写方法に関するガイドラインを策定するなど、率先して取組を行う。

## 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1) 男女平等を推進する教育・学習
- (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識の涵養のために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

学校教育及び社会教育においては、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。さらに、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義を持つものである。特に、女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。

## 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。

国内的には、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を積極的にいかし、また、国際的には、国際社会の一員として、地球社会における平等・開発・平和の目標を達成し、世界の女性の地位向上に貢献するため、国連機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。その場合、女性だけに視点を当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えていくという視点に立って、取組を進める。また、途上国において経済危機が発生した場合、それが女性の社会的危機につながるような視点を持って、必要な援助を適時適切に行う。

また、個別の援助案件の計画・実施・評価の各段階における女性の参画と受益を確保する視点に立って国際協力を実施し、援助側における女性の参画にも配慮しつつ、被援助国における男女共同参画の促進を図るよう努める。

## 第3部 計画の推進

第3部では、第2部に掲げた広範かつ多岐にわたる取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するための方策や、そのために必要な推進体制の整備・強化について述べている。

平成13年1月6日からの中央省庁等改革において、男女共同参画社会の実現の重要性にかんがみて新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う男女共同参画会議が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が充実・強化された。こうした体制の機能を最大限に有効に発揮するため、その的確な運用を図ることは重要な課題である。

こうした国の取組はもとより、地方公共団体、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体、マスメディアその他の機関・団体、更には、老若男女を問わずすべての国民が、必要に応じて有機的な連携を保ちつつ、それぞれの立場で自主的に取組を展開することが期待される。

### 1 国内本部機構の組織・機能強化

- (1) 男女共同参画会議の機能発揮
  - ・男女共同参画会議の機能発揮
  - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
  - ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等
  - ・施策の総合的推進、フォローアップ等
  - ・年次報告等の作成
  - ・行政職員の研修機会等の充実
  - ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
  - ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
  - ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
  - ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
  - ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
  - ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

### 2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
- ・我が国の取組の海外への発信

### 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化・地方公共団体に対する支援の強化

- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成



## 鳥取県男女共同参画計画

平成13年6月策定

発行/鳥取県生活環境部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-271

電話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-7155

Eメール danjyoka@pref.tottori.jp